

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 12 月 24 日 (火) 第 578 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (※)	(子育て支援課取扱い) 1
告 示	
○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い) 2
公 告	
○一般競争入札公告	(免許管理課取扱い) 2
教 育 委 員 会 告 示	
○会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部改正 (※)	(総務福利課取扱い) 5
公 安 委 員 会 規 則	
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※)	(警務課取扱い) 6
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い) 11

## 規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第54号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（幼保連携型認定こども園の設置等の届出）

第5条 法第16条又は法第34条第3項の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書（別記第3号様式）によるものとする。

2 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（別記第4号様式）に、設置者の変更の届出は幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（別記第5号様式）によるものとする。

別記第3号様式中「第16条」の次に「（第34条第3項）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第852号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 6 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25464	令和 6 年 12 月 16 日	雑 誌	ペンギンクラブ 1 月号	辰巳出版	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25465			COMIC 快樂天 1 月号	ワニマガジ ン社		
25466			漫画ボンジュール 12 月号	大都社		

## 鹿児島県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 12 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

道 路 の 種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	敷 地 の 延 長 (メートル)
国 道	58 号	西之表市西之表字折口 16513 番 1 地先から 16513 番 3 地先まで	前	11.5～11.5	22.2
			後	13.0～13.0	22.2

## 鹿児島県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 6 年 12 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国 道	58 号	西之表市西之表字折口 16513 番 1 地先から 16513 番 3 地先まで	令和 6 年 12 月 24 日

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 12 月 24 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部 免 許 管 理 課 長 邊 土 名 朝 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入れをする物品等の名称及び数量

運転者管理システムマイナンバー A P 搭載装置の賃貸借 一式

## (2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和 7 年 2 月 28 日

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 借入期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

## (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

## (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

## (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、承認を受けた者であること。

## (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 6 年 12 月 24 日から同月 27 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部免許管理課  
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122

(4) 郵送による入札書の提出期限

令和7年1月30日午後5時15分必着

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月3日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部免許管理課会議室（交通安全教育センター2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (3)に同じ。

(イ) 交付期限 令和7年1月14日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許管理課長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許管理課長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県警察本部免許管理課会計係  
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122  
電話番号 099-266-0111（内線210）  
ファックス番号 099-266-5495
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
My Number card application installed device for driver management system:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the tender documentation
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the tender documentation
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 30 January 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
License management Division  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
5-1-2 Nanei, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891-0122 Japan  
TEL 099-266-0111(ext.210)  
FAX 099-266-5495

## 教育委員会告示

### 鹿児島県教育委員会告示第6号

令和2年3月31日鹿児島県教育委員会告示第2号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和6年12月24日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和6年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和6年12月24日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

2の表教育委員会の部学習指導員の項中「2,850円」を「2,940円」に改め、同部スクールカウンセラースーパーバイザーの項中「5,090円」を「5,250円」に改め、同部スクールカウンセラーの項及び広域スクールソーシャルワーカーの項中「5,090円」を「5,250円」に、「3,054円」を「3,150円」に改め、同部専門相談員の項中「7,110円」を「7,340円」に改め、同部部

活動指導員の項中「1,630円」を「1,690円」に改め、同部非常勤講師の項中「6,170円」を「6,370円」に、「5,160円」を「5,330円」に、「4,650円」を「4,800円」に、「5,710円」を「5,890円」に、「2,850円」を「2,940円」に、「3,440円」を「3,550円」に改める。

## 公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 6 年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

### 鹿児島県公安委員会規則第14号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

## 現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900	

45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	

	93	243,900	267,100	299,700	323,100	
	94	244,200	267,400	300,200	323,400	
	95	244,500	267,700	300,700	323,700	
	96	244,700	267,900	301,200	323,900	
	97	244,900	268,100	301,500	324,100	
	98	245,200	268,400	301,900	324,400	
	99	245,400	268,600	302,400	324,700	
	100	245,700	268,900	302,900	324,900	
	101	245,900	269,100	303,300	325,100	
	102	246,100	269,300	303,700		
	103	246,400	269,600	304,000		
	104	246,700	269,900	304,300		
	105	246,900	270,100	304,600		
	106	247,200	270,300	305,000		
	107	247,500	270,600	305,300		
	108	247,700	270,800	305,700		
	109	247,900	271,100	306,000		
	110	248,200	271,400	306,400		
	111	248,500	271,700	306,800		
	112	248,700	271,900	307,100		
	113	248,900	272,100	307,300		
	114	249,200	272,400	307,600		
	115	249,500	272,600	307,900		
	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年 前再 任用		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円

短時 間勤 務職 員	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
---------------------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の100.51を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第 1 の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第 1 の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号。以下この項において「平成18年改正規則」という。）附則第 3 項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第 1 の規定及び平成18年改正規則附則第 3 項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年鹿児島県条例第58号）の適用を受ける職員の例による。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第138号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリングにかける1 L 5 - S	株式会社ニューギン	4P1422
ぱちんこ遊技機	P乗物娘 2 LM 3	株式会社ニューギン	410737
ぱちんこ遊技機	Pバンドリ L 1 A U 1	株式会社平和	410609
ぱちんこ遊技機	P A 魔王学院の不適合者 魔王再臨 9 9 V e r F V X	株式会社藤商事	410719
回胴式遊技機	LアメイジングライブPD	株式会社パイオニア	4S1425